一般 X 線撮影装置

仕様書

平成27年沖縄県立南部福祉保健所

1. 履行場所
   1-1 南風原町宮平 212 南部福祉保健所
   1-2 レントゲン室の指定した場所に設置すること。
2. 履行期限
   2-1 平成 27 年 10 月 15 日(木)
3. 品名及び数量
   3-1 一般X線撮影装置　一式
4. 企画及び仕様
   4-1 既存の仕様機器と同等以上のものであること。
   4-2 仕様内容については、以下の通りとする。

仕様内容

調達物品に備えるべき技術的要件

5. 機器の性能、機能に関する要件
   5-1　高電圧装置は、以下の要件を満たすこと。
   5-1-1　高電圧装置は高周波インバータ方式であること。
   5-1-2　最大出力は 50kW 以上であること。
   5-1-3　短時間定格は 80kV-630mA、150kV-320mA が可能であること。
   5-1-4　撮影管電圧は 40-150kV の範囲で 1kV ステップ設定ができること。
   5-1-5　撮影管電流は 10-630mA の範囲以上、撮影タイマーは 1ms～8s の範囲以上で設定が可能であること。
   5-1-6　撮影条件プログラムは、合計 800 種類以上の登録が可能であること。
   5-1-7　撮影条件等はカラー液晶タッチパネルで設定できること。
   5-1-8　自己診断機能は異常内容と対処方法をエラーコード又は日本語にて表示できること。
   5-1-9　X線管の許容負荷管理、熱管理(HU 管理)ができること。
   5-1-10　被曝線量管理として入射線量を NDD 法にて操作パネルに表示できること。操作パネルに表示できない場合には、面積線量計を装備し線量を表示すること。
   5-1-11　検査室内に 2 連式の移動可能なフットスイッチを有すること。

   5-2　X 線管装置は、以下の用件を満たしていること。
   5-2-1　最高使用管電圧は 150kV 以上であること。
   5-2-2　陽極蓄積熱容量は 200kHU 以上であること。
   5-2-3　小焦点 0.6mm 以下、大焦点 1.2mm 以下の 2 焦点であること。

5-2-4　ターゲット角度は 12° であること。

5-2-5　X 線管装置は通常回転で使用できること。

5-3　天井走行式X線管保持装置

5-3-1　天井走行式であること。

5-3-2　電磁ロックを使用していること。

5-3-3　緊急停止時、停電時、又は復帰時において X 線管及び保持装置は固定が解除されないこと。

5-3-4　管球の上下動ストロークは 1100mm 以上であること。

5-3-5　天井レールの移動スクロールは縦方向で 2000mm 以上、横方向で 1100mm 以上であること。

5-3-6　支柱回りの回転は±180° とすること。

5-3-7　支柱腕回りの回転は-120° 以上、+180° とすること。

5-4　多重絞りは、以下の要件を満たしていること。

5-4-1　撮影サイズに応じて手動開閉ができること。

5-2-2　最大照射野は、SID 65cm において 35cm×35cm を超えないこと。

5-2-3　最小照射野は、焦点から 1m のキョリで 5cm 以下であること。

5-4-4　装置設置時、SID1m でランプ照射と X 線照射の照射範囲が合致すること。
ズレがあった場合は、納入業者の責任で修正すること。

5-4-5　ハロゲンランプを予備として3個準備すること。

5-5　立位撮影台は、以下の要件を満たすこと。

5-5-1　撮影可能範囲は上下 1100mm 以上であること。

5-5-2　カセッテサイズは六切～半切縦横対応可能であること。

5-5-3　カセッテの重鎮方向は左右選択が可能であること。

5-5-4　ハンドグリップとカセッテホルダーを各一式備えること。

5-5-5　イオンチャンバーを組み込むこと。

5-5-6　グリッド密度は 60／cm とすること。（格子比は、10:1～12:1）

5-5-7　撮影台は床との接地面に固定時以外の段差がないようにすること。

5-6　設置条件、サービス、サポート体制は、以下の要件を満たすこと。

5-6-1　設置にあたり、既に設置してある一次設備以外に必要な電源設備又は建築設備等があれば、納入業者の負担で対応すること。

5-6-2　既存装置の撤去、納入装置の搬入及び据付に際し必要な養生を行うこと。また建物及び物品に損傷を生じた場合は、納入業者が責任と負担にて修復を行うこと。

5-6-2　搬入に伴う費用は納入業者の負担とすること。

5-6-3　装置納入後から1年間は無償にて故障、定期点検、調整等を随時行うこと。

5-6-4　既存装置の撤去費を含むこと。

5-6-5　日本語の詳細なヘルプファイル及び取扱説明書を有していること。

5-6-6　故障時に即応できるようにサービスステーションを有し、一般撮影システムを専門とするサービスマンを有すること。

5-6-7　本装置が有効に稼働するために必要に応じて教育訓練を行うこと。

5-6-8　本装置を使用する者に対して、運用及び保守に必要な技術知識の説明指導を行うこと。

5-7　その他

5-7-1　入札機器は、入札時点で薬事法に定められている製造の承認をえている機器であること。

5-7-2　X 線撮影装置設置時の線量測定は法規に従って実施し、必要な書類を作成すること。

5-7-3　本仕様書に記載されてない事項等、業務上の疑義が生じた場合は、当所と別途協議のうえ、その指示に従うこと。